歎願書

一、小林昇、山野仙次両名ヲ復職セシメルコト、
一、特別賞與金ヲ本給ニ繰入レルコト、
一、定期賞與金ヲ現在ノ倍額ニスルコト、
一、解雇手當ヲ制定スルコト、
一ケ年未満四十日分、一ケ年以上一ケ月ニ付二日分宛增スコト、
五ケ年以上一ケ月ニ付三日分增スコト、
一、退職手當金ヲ現在制定ノ倍額ニスルコト、
一、定期昇給ヲ二ケ年ニ付五銭以上ニスルコト、
一、日曜日書夜休業スルコト、
但シ月給一日分ヲ支給スルコト、
一、交代夜勤廢止ノ件、
一、夜業勤務一日ニ付二分ノ一分增シスルノ事、
一、残業分增シ一時間ニ付キ二分ノ一分增シスルノ事、